

令和3年度

ちょこっとサポート事業 ご利用のしおり

ちょこっとサポートとは



ゴミ出し



買い物



庭の手入れなど

日常生活のちょっとした困りごとの支援です。

事務局：認定特定非営利活動法人ゆいの会

(知多市長寿課 就労的活動支援事業委託)

目次

事業概要.....	1
ちよこっとサポート事業とは.....	1
利用のしくみ(イメージ図).....	1
利用についての内容.....	2
1. 利用できる方.....	2
2. 利用時間等.....	2
3. 支援内容(例).....	3
4. 支援できないこと.....	3
5. 利用料.....	4
6. 利用の依頼、キャンセル.....	4
7. 支援のながれ.....	5
8. 事故時の対応.....	6
9. 禁止事項.....	6
10. 連絡及び問合せ先.....	6

— 事業概要 —

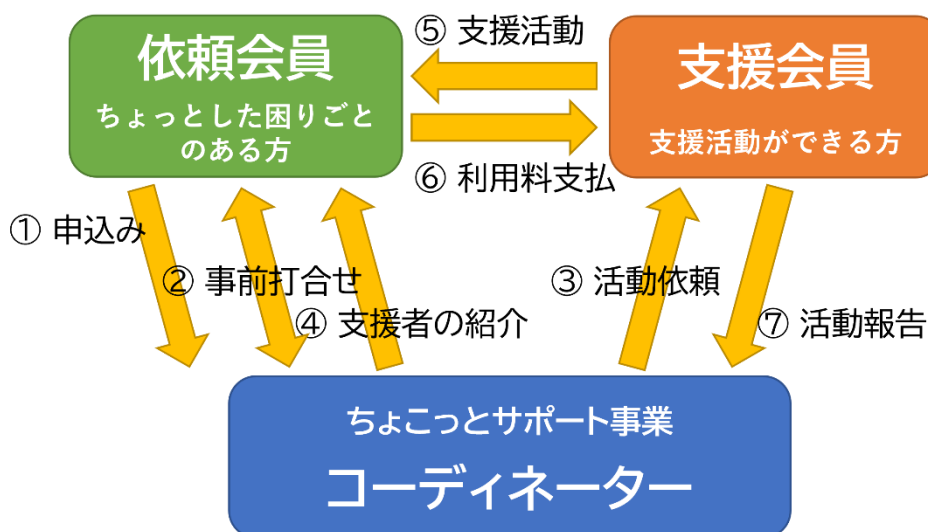
● ちょこっとサポート事業とは

誰もが、住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、日常生活上のちょっとした困りごとを身近な住民同士で解決することを目的とした、住民互助型の生活支援活動です。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験と知識を活かし活動の担い手として活躍することで、多くの人々が地域や社会への参加や役割意識を持ち、生きがいを持って暮らしていくことを目的にしています。

生活の支援を受けたい方（依頼会員）と生活の支援ができる方（支援会員）が、お互いに助け合います。「困った時はお互いさま」の心で地域の中で支え合い“人にやさしい地域づくり”を展開します。

● 利用のしくみ(イメージ図)



依頼会員・・・市内在住で65歳以上の援助が必要な方。

支援会員・・・原則65歳以上で積極的に地域の支え合い活動を行うことができる方。
知多市が実施する研修（無料）を修了しています。

両方会員・・・支援会員の資格をもちながら苦手なことは依頼会員として支援活動を受けられます。

※登録制

1. 利用できる方

知多市内にお住いで、日常生活上で何らかの援助を必要とする方。但し、公的サービス（介護保険、障害福祉サービス制度等）を受けている方は、そちらを優先しますが、法で定められた以外の援助が必要な場合はご利用できます。

ご利用にあたっては、事前に登録が必要です。

【ご注意】

依頼内容によってはご利用をご遠慮いただく場合があります。

2. 利用時間等

(1) 原則、平日の午前8時30分から午後5時までの間です。なお、年末年始（12月29日から1月3日）は利用できません。

(2) 1回あたりの利用時間は、原則、60分までです。

【お願い】

支援会員との調整が必要です。希望の日時に支援できない場合がありますので、ご了承ください。

3. 支援内容(例)

(1) 家事援助

- ① 軽微な修繕等（電球交換等）
- ② 日常的な住居等の清掃・整理整頓

【ご注意】

掃除道具のご用意は依頼会員でお願いします。また、例えば年末等に行う大掃除は、原則、お受けできません。

- ③ 衣類等の洗濯、日干し、取込み及び整理
- ④ 生活必需品の買い物

【ご注意】

買い物代行による金銭の受け渡しを除き、貴重品及び金銭は、必ずご自分で管理してください。また、買い物袋のご用意もお願いします。

- ⑤ 公共機関等における手続き
- ⑥ ゴミだし
- ⑦ 日常的な家周りの手入れ

【ご注意】

例えば、庭木の剪定やブロック塀の修繕などの手入れはお受けできません。

(2) 外出援助

- ① 散歩、買い物、金融機関の付添い。（移動範囲は知多市内に限らせていただきます。）

【ご注意】

車での送迎はできません。

通院の付添いは、原則、できません。

金融機関の付き添いの際の通帳の預かりはできません。

- ② 公共機関や地域行事への参加付添い

【お願い】

徒歩、タクシー、公共交通機関（バスや電車等）で移動する場合に限ります。また、支援会員に掛かる交通費、入場料等の費用は、依頼会員のご負担となります。

(3) 見守り支援

- ① 話し相手
② 訪問による安否確認

4. 支援できないこと

(1) 支援会員の車での送迎

支援会員の車に同乗して、外出することはできません。

(2) 調理

衛生上の問題等により、調理はできません。

(3) 専門的な技術を要すること

① いわゆるホームヘルパーが行う身体介護（食事 介助、入浴 介助、移動介助、衣服の着脱等）

② 理美容、理髪

③ 電気工事

④ マッサージ……など

(4) 依頼者の鍵をお預かりすること

(5) 重大な責任が伴うこと

① 金融機関等（コンビニのATM を含む）における預貯金の 引き出しや現金の預け入れ、通帳の一時預かり

② 処方箋薬の受取り

③ 運転免許証や健康保険被保険者証、介護保険被保険者証等 の重要な書類の受け渡し……など

(6) 依頼会員の自立を阻害すること

5. 利用料

1回あたり30分以内300円（現金）、60分以内500円（現金）です。

- ① 交通費1回あたり100円（燃料代）を別途支援会員にお支払いください。但し、支援会員の住まいが近隣にあり、徒歩や自転車で通う場合は不要です。
- ② 複数の支援会員が対応する場合は、人数に応じた利用料をお支払い願います。なお、支援会員の都合により複数で対応する場合を除きます。

6. 利用の依頼、キャンセル

- (1) 会員登録時から利用の依頼ができます。依頼内容を確認したあと支援会員を探し支援活動を行います。
- (2) あらかじめ利用される予定がある場合は、一か月毎の日時と内容を前月20日までに事務局にご連絡ください。
- (3) 利用予定の追加・変更は、支援会員と調整して対応します。

(4) 支援の内容によっては、依頼会員が不在の時に支援できない場合がありますので、ご注意ください。

(5) 暴風雨や降雪等の場合は、止むを得ずキャンセルする場合がありますので、ご了承ください。

(6) 依頼会員の都合により、事前にキャンセルをされる場合には、必ず前日午後 5 時までに事務局へご連絡ください。

なお、受付時間は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までです。

7. 支援の流れ

① 依頼会員からの問い合わせ

必要最小限度の情報として、氏名、住所、電話番号、生年月日をお伺いします。

② 訪問調査

事務局よりコーディネーターがご自宅等へ訪問のうえ、事業の説明を行い、登録用紙の記入をお願いします。調査の結果によっては、支援できないと判断する場合があります。

③ 利用申込み

事前に、事務局へ入会申込書兼登録票を提出してください。

調整に時間がかかる場合がございますので、お早目の申込みをお願いします。

④ 支援調整

事務局よりコーディネーターが、依頼会員と支援会員をつなぐ仲介役となります。

⑤ 支援活動

初回の支援活動時には、コーディネーターが同行し、顔合わせと支援内容の確認を行います。

⑥ 支援終了後

援助活動後、支援者へ利用料を支払い、領収書をお受け取りください。支援終了後、次回の支援を希望する場合は、改めて事務局までお知らせください。

8. 事故時の対応

活動中に何らかの事故が発生した場合には、必ず事務局へご連絡ください。

※障害補償・賠償責任補償の保険に加入しています。

<事務局：ゆいの会 連絡先：0562-32-5906 >

9. 禁止事項

- (1) 支援会員との間で、金品の貸し借りや売買、贈答、返礼等の行為はお控えください。
- (2) 政治や宗教等に関することへの勧誘はしないでください。

10. 連絡及び問い合わせ先

活動について相談・苦情がある場合は、事務局に申し出てください。

【 事務局 】

- (1) 知多市内全域の相談窓口

認定特定非営利活動法人 ゆいの会

〔電話〕 0562-32-5906

- (2) 岡田地区・旭北地区の相談窓口

特定非営利活動法人 あゆみ

〔電話〕 0562-54-1555

知多市長寿課

〔電話〕 0562-36-2652